

制 度 名	森林吸収源対策等の推進に資する税制措置の創設		
税 目			
要 望 の 内 容	エネルギー需給を巡る様々な動きの中で、今後、我が国の森林が持つ吸収能力を十分に発揮させ、地球温暖化防止に貢献していく必要が生じている。 昨年（平成24年）の気候変動枠組条約締約国会議（COP17（南アフリカ共和国））において、我が国は京都議定書第2約束期間の不参加を表明し、2013年以降は温室効果ガス削減の国際的義務を負わないことになったが、新たな「将来枠組み」の構築に向けて日本が積極的な役割を果たせるよう、2013年以降の地球温暖化対策の国内対策については、中央環境審議会の検討を経て、現在、エネルギー・環境会議において検討が進められている。 森林吸収源対策については、中央環境審議会の報告において、2013年から2020年の森林吸収源対策として森林吸収量の算入上限値3.5%分の確保を目指すこと、2013年以降の森林吸収源対策とそれを支える林業の採算性改善に必要な財源の確保に向けた取組を進めることが盛り込まれたところである。また、木材製品について国際的に炭素貯蔵の効果が評価されることや、木質バイオマスが化石燃料の代替エネルギーとして期待されることなどから木材の利用拡大を推進することが重要である。 これらの対策に必要な財源の確保については、既存エネルギー税制を活用しつつ、森林吸収源対策等を推進するための化石燃料を対象とした税制措置を創設することが必要である。 このため、全化石燃料を対象とする「地球温暖化対策のための税（石油石炭税）」、ガソリン税の「当分の間の税率」等の税収を、森林吸収源対策、木材利用拡大対策に係る歳出に充当することを要望する。 なお、具体的な税制措置の内容については、用途となる施策の内容や所要財源等を勘案しつつ年末までに決定する。	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）

新設・必要とされる理由		(1) 政策目的 我が国の地球温暖化対策については、長期的な目標として 2050 年までに 1990 年比で 80%の温室効果ガスの排出削減を見据えつつ、2013 年以降の国内対策の検討が進められているところであり、森林吸収源対策については、昨年のCOP17 等で国際的に合意されたルールに沿って、森林吸収量の算入上限値 3.5%を目指す方向である。 東日本大震災により原子力発電所が被災する中で、今後、温室効果ガスの削減を図りつつ持続可能なエネルギー供給構造を確立することが必要となっており、CO₂削減に多大な役割を果たす森林吸収源対策や炭素貯蔵や化石燃料代替などの効果がある木材利用の拡大の取組を推進する。 (2) 施策の必要性 温室効果ガスの削減を図りつつ、持続可能なエネルギー供給体制を確立するためには、森林吸収源対策、木材利用拡大対策を強力に推進することが重要である。 これら対策に必要な財源の確保を図るには、「地球温暖化対策のための税」等の税収の使途として、これらの対策を位置づける必要がある。	
		政策体系における政策目的の位置付け	—
今回の要望に関連する事項	合理性	政策の達成目標	- 我が国の地球温暖化対策の長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減（「第 4 次環境基本計画」（H24. 4. 27 閣議決定））（2013 年以降の地球温暖化対策については、エネルギー・環境会議で検討中） - 森林吸収量 3.5%（2013 年～2020 年平均）の確保（「日本再生戦略」（H24. 7. 31 閣議決定））
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
事項	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	化石燃料への課税によるCO2の排出抑制効果に加え、確保した税収を森林吸収源対策及び木材利用拡大対策に使うことで、森林吸収や化石燃料代替等によるCO2の削減効果や持続可能なエネルギー供給構造の確立への効果が期待できる。 このため、総合的な検討を進めた上、必要な税制上の措置を講ずるとともに、その税収の使途として森林吸収源対策、木材利用拡大対策を位置づけることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		環境税（地球温暖化対策税）については、森林吸収源対策の推進に必要な財源確保の観点から、平成 17 年度税制改正要望以降、これまで8年にわたって要望してきたところである。 平成 24 年度税制改正大綱において、「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成 25 年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討」とされたところである。